

(市町村名) N e x t 担い手確保対策運営会議規約 (案)

(名称)

第1条 この運営会議は、(市町村名) N e x t 担い手確保対策運営会議(以下「運営会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 運営会議は、農林水産業を切り口とする、地域への子育て世代の流入を促し、地域の担い手として定着させる施策について、(市町村名)と岡山県が、互いが持つ情報や知見、人材などの資源を持ち寄って具体的な実施スキームや事業内容を検討することを目的とする。

(事業)

第3条 運営会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 事業計画の検討に関すること。
- (2) その他運営会議の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 運営会議の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) (市町村名)
- (2) 岡山県
- (3) (関係団体)

(役員)

第5条 運営会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、(市町村名) ●●部(課)長の職にあるものとし、副会長は岡山県●●課長の職にあるものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(事務局)

第7条 運営会議の事務を処理するため、事務局を(市町村名) ●●部●●課内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は(市町村名) ●●部●●課(係)長をもって充てる。

3 事務局の業務の執行は、この規約に定めるもののほか、(市町村名)の条例・規則等に準じて行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、運営会の運営について必要な事項は、会員に協議の上、会長が決定する。

附 則

1 この規約は、令和6年 月 日から施行する。